

令和8年度

# 上峰町電子地域通貨「mineca(ミネカ)」

～物価高騰生活者支援事業のお知らせ～

対象者：令和8年2月1日時点で上峰町に住民票があり  
昭和36年4月2日以降に生まれた方

【ポイント付与額】 10,000ポイント

※昭和36年4月1日以前に生まれた方は別途お知らせを送付しております

【ポイント付与日】 令和8年4月28日（火）

※お手続き不要。対象者に自動でポイント付与されます。

※ご利用の「minecaカード」または「minecaアプリ」をご確認ください。

※mineca加盟店にて1ポイント1円でご利用いただけます。

【ポイント有効期限】 令和9年1月31日（日）

※有効期限が過ぎると自動的に失効します。



## 「minecaカード」について

★令和6年6月1日以降に上峰町に住民登録（出生・転入）され、まだカードをお持ちでない方は、簡易書留にて郵送しておりますのでご確認ください。

★minecaカードを紛失された方は再発行が必要です。

上峰町役場産業課へご連絡またはお越し頂き、再発行の申請をお願いいたします。

後日、身分証明書を持参して上峰町役場産業課まで受け取りにお越しください。

※当日の再発行はできません。（2週間程度作成にお時間をいただきます）

### 【問い合わせ先】

上峰町 産業課

上峰町大字坊所 383 番地 1 上峰町役場2階

TEL:0952-52-7415

（平日:8時30分～17時15分）

